

実施計画各府省案及び事務局コメント（いわゆる「第三者分配型」補助金等）

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
施設周辺整備助成補助金	防衛庁	財	防衛施設周辺整備協会	国からNHKに交付する方策について調整中		航空機騒音等による障害が続く限り、テレビの受信障害の助成措置は必要であり、効率的な実施の観点から、国からNHKに交付する方策を検討中。	現行より効率的な交付方法について引き続き検討すべきである。
教育施設等騒音防止対策事業費補助金	防衛庁	財	防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	平成16年度	航空機騒音等を防止又は軽減するための防音工事により必要となった教育施設等の空調設備の稼動に伴う電気料金等の助成措置は必要であり、原因者である国が直接交付する。	早急に国からの直接交付に移行すべきである。
施設周辺整備助成補助金	防衛庁	財	防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	平成16年度	航空機騒音を防止又は軽減するための防音工事により必要となった生活保護世帯の空調機器の稼動に伴う電気料金の助成措置は必要であり、原因者である国が直接交付する。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
明るい選挙推進委託費	総務省	財	明るい選挙推進協会	現状維持*		民主政治の根幹にかかわる選挙啓発は、その事柄の重要性に鑑み高度な専門的知識が必要であるとともに、行政機関のみならず民間団体と連携しきめこまかな活動を展開する必要があるため、中立不偏の立場で、豊富な活動実績とノウハウを有している当該法人が実施することが最も効率的である。	当該法人を経由する意義が乏しいと考えられるため、国による直接実施等の方法を検討すべきである。
電波遮へい対策事業費補助金	総務省	社	道路トンネル情報通信基盤整備協会	現状維持*		トンネル等の限定されたスペースにおいて、携帯電話会社が共同利用する設備の設置、保守・管理を行うものであるため、携帯電話会社全社が会員であり、設備や工事、道路管理者等との調整等に精通している当該法人が行うことが効率的である。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
国際友好民間団体補助金	外務省	社	国際協力会	補助金等の廃止	平成19年度	にわかに補助金を打ち切った場合、再分配を受ける各公益法人は重要な収入源を失い事業運営が不可能となる恐れが極めて高いため、最低5年間の猶予期間が必要。	再分配を受ける各公益法人の状況を勘案の上補助金の削減を進め、できるだけ早期に廃止すべきである。
政府開発援助国際友好民間団体補助金	外務省	社	国際協力会	補助金等の廃止	平成19年度	にわかに補助金を打ち切った場合、再分配を受ける各公益法人は重要な収入源を失い事業運営が不可能となる恐れが極めて高いため、最低5年間の猶予期間が必要。	再分配を受ける各公益法人の状況を勘案の上補助金の削減を進め、できるだけ早期に廃止すべきである。
民間社会教育活動振興費補助金	文部科学省	財	全日本社会教育連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度	補助金の再交付先である各団体と、再補助部分の廃止に向けて調整。それ以外のものについては、法人自らによる実施等に移行。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
民間社会教育活動振興費補助金	文部科学省	社	中央青少年団体連絡協議会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度	補助金の再交付先である各団体と、再補助部分の廃止に向けて調整。それ以外のものについては、法人自らによる実施等に移行。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。
労働時間短縮促進援助事業等交付金	厚生労働省	社	全国労働基準関係団体連合会	補助金等の廃止	平成17年度	平成17年度をもって当該交付金の根拠法である「労働時間の短縮に関する臨時措置法」が廃止されることから、当該交付金事業も廃止する。	交付件数の減少を踏まえ、できるだけ早期に国からの直接交付等を実現し、平成17年度までに廃止すべきである。
労働保険加入促進業務委託費	厚生労働省	社	全国労働保険事務組合連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	平成13年度は契約の変更を行う。平成14年度は奨励金の支給対象を個別勤奨が必要不可欠な事業に対する加入勤奨活動に限定すること等の見直しを行い、平成15年度以降は更なる見直しを検討する。	当該委託費のうち、労働保険の強制適用事業における未手続事業の解消を図るための奨励金については、費用対効果等の観点からその手法の合理性が乏しいと考えられることから、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。
産業医学助成費補助金	厚生労働省	財	産業医学振興財団	現状維持		産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については旧労働省から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、本財団を通じた補助を実施することとした経緯による。ただし、国からの直接交付が可能であるか現在検討中。	国からの直接交付等ができないか引き続き検討すべきである。
児童育成事業費補助金	厚生労働省	財	こども未来財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業の一部廃止、国から直接交付への一部切り替え、補助金額の縮減を行う。	50%未満の分配率の一層の引下げに向け、一般事業主等への助成については国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
介護労働者雇用改善援助事業等交付金	厚生労働省	財	介護労働安定センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業の一部廃止、補助金額の縮減を行う。	50%未満の分配率の一層の引下げに向け、事業主への助成については国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
技能向上対策費補助金	厚生労働省	社	全国技能士会連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	平成14年度は運用面の改善、平成15年度以降は事業内容の抜本的な見直しを行う。	少額の補助金を分配交付して研修、技能祭等の事業を行うことは費用対効果の点で疑問であり、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。
保健事業等委託費（船内療養援護等）	厚生労働省	財	船員保険会	国から直接交付	平成13年度	最終交付先の件数を考慮し、国からの直接交付とする。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
血液確保事業等補助金	厚生労働省	財	友愛福祉財団	現状維持		HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの抛出により行うこととされた事業であるため。	交付方法について引き続き検討する必要がある。
医療品等健康被害対策事業費補助金	厚生労働省	財	友愛福祉財団	現状維持		HIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業であり、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも現行の事業形態が適切と考えられるため。	交付方法について引き続き検討する必要がある。
覚せい剤等撲滅啓発等委託費	厚生労働省	財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター	現状維持		青少年等の薬物乱用を防止する上で、官民一体となった薬物乱用防止活動を推進するために、昭和62年に閣議了解を受けて設立された当該法人のこれまでの経験に基づく専門的ノウハウを活用した啓発事業を展開することが最も効果的であるので、当該法人を経由する意義がある。	分配率が高く当該法人を経由する意義が乏しいと考えられるため、国による直接実施等の方法を検討すべきである。
医療情報システム開発普及等委託費	厚生労働省	財	医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度で事業終了のため。	府省案を確実に実施すべきである。
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	社	国民健康保険中央会	原則として再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	公募型補助金のため、採択手続きにおいて再委託等の比率を把握し、50%以上の場合は採択しないこととする。ただしこの場合であっても、以下の種類の事業については、例外として採択することも必要であるとする。 上部組織が全体を調整しつつ地方組織に委託して行う事業 訪問調査や専門的なデータ解析などの委託を必要とする調査・研究等事業 特殊な技術・設備等を有する専門業者への委託を必要とする広報・啓発事業	多額の国費を調査研究を中心に類似領域の数十ものテーマに分散交付することは費用対効果の点で疑問であり、補助金の在り方を見直すべきである。
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	医療経済研究・社会保健福祉協会	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	長寿社会開発センター	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	社	全国老人保険施設協会	同上	同上	同上	同上

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	全国老人クラブ連合会	原則として再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	公募型補助金のため、採択手続きにおいて再委託等の比率を把握し、50%以上の場合は採択しないこととする。ただしこの場合であっても、以下の類型の事業については、例外として採択することも必要であると考え。 上部組織が全体を調整しつつ地方組織に委託して行う事業 訪問調査や専門的なデータ解析などの委託を必要とする調査・研究等事業 特殊な技術・設備等を有する専門業者への委託を必要とする広報・啓発事業	多額の国費を調査研究を中心に類似領域の数十ものテーマに分散交付することは費用対効果の点で疑問であり、補助金の在り方を見直すべきである。
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	テクノエイド協会	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	健康・体力づくり事業財団	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	日本訪問看護振興財団	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	社	シルバーサービス振興会	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	厚生問題研究会	同上	同上	同上	同上
老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	財	パブリックヘルスリサーチセンター	同上	同上	同上	同上
都道府県老人クラブ連合会活動等推進事業費	厚生労働省	財	全国老人クラブ連合会	現状維持		地域連合会の事業向け補助を適切に審査するためには、日常的連携が強く指導・助言力のある当該法人の存在が必要と考えられるため。	当該補助金の効果、類似の性格を有する他の事業との関係等を明らかにしつつ、見直しを行うべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
高齢者就業機会確保事業費等補助金	厚生労働省	社	全国シルバー人材センター事業協会	現状維持		当該法人は、シルバー人材センター事業に関するノウハウを有し、日常的に、都道府県・市町村及びシルバー人材センター連合等と連携をとっているため、当該法人を通じて行う必要がある。なお、公益法人改革を受け、当該補助金のうちセンターの財政基盤の早期確立を支援する定着促進奨励に係るものは、平成17年度までに廃止する。センターの活動基盤となる施設の整備を支援するワークプラザ奨励については、引き続き国からの助成を行う。	定着促進奨励については、センターの設置状況等を踏まえ廃止時期の前倒しを検討すべきである。またワークプラザ奨励については、より適切な方法を検討すべきであり、全体的な整備目標を定めた上で平成17年度までの廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。
高齢者雇用確保事業等交付金	厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	現状維持		高齢者雇用対策の重要性を受け、これに係る業務を総合的かつ専門的に行わせるものである。当該助成金支給業務は、専門知識に基づくアドバイス業務と同時に当該法人が行ってこそ効率的・効果的なものとなる。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
中小企業福祉事業費等補助金	厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	再補助に該当の事業費は平成14年度以降要求せず。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
高齢者共同就業機会創出支援事業費	厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	現状維持		高齢者雇用対策の重要性を受け、これに係る業務を総合的かつ専門的に行わせるものである。当該助成金支給業務は、専門知識に基づくアドバイス業務と同時に当該法人が行ってこそ効率的・効果的なものとなる。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
キャリア交流プラザ事業	厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	現状維持		当該事業は、中高年齢者の再就職支援等に専門的ノウハウを有し、かつ、地方ネットワークとして地方協会と連携をとっている当該法人を通じて行うことが不可欠と考えられるため。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる職場の創造に関する調査研究	厚生労働省	財	高齢者雇用開発協会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度で事業終了のため。	府省案を確実に実施すべきである。
政府開発援助インドシナ難民等救援事業委託費	厚生労働省	財	アジア福祉教育財団	現状維持		当該事業は、専門的な知識と経験が要求されることに鑑み、ノウハウと実績を有する当該法人に継続して行わせることが、効率的・効果的と考えられるため。	インドシナ難民定住促進事務の在り方の見直し等により、50%未満への引下げができないか引き続き検討すべきである。
通所援護事業助成費等補助金	厚生労働省	財	全国精神障害者家族会連合会	現状維持		当該法人は、各地域の家族会により構成される団体で、社会復帰の促進を図る事業等のノウハウの蓄積を持つため、当該法人を通じて行うのが効率的と考えられるため。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。

実施計画各府省案							事務局コメント
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期	左欄の理由・考え方	
厚生科学研究費補助金(創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業)	厚生労働省	財	ヒューマンサイエンス振興財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度	研究事業等の内容の再検討を行い、分配率50%未満への引下げを行う。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
船員雇用促進対策事業費補助金	厚生労働省	財	日本船員福利雇用対策センター	現状維持*		「船員の雇用の促進に関する特別措置法」に基づき、当該法人が行う船員の雇用促進対策事業に対して国が一部補助を行うものであるため。	国からの直接交付等を引き続き検討すべきである。
食品基幹物流高度化システム確立事業	農林水産省	財	食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
中心市街地食品小売業支援ソフト開発事業	農林水産省	財	食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品商業情報取引実践モデル事業	農林水産省	財	食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品販売業による地域食品利用促進事業	農林水産省	財	食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度には所期の目的を達成することが見込まれるため、平成14年度限りで廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分を国からの直接交付に移行し、平成14年度限りで廃止すべきである。
食品鮮度保持流通低コスト化等推進事業費	農林水産省	社	農協流通研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とした(平成13年度)上で廃止(平成14年度)	平成13年度	事業内容が自ら実施するものが増えることに加え、自ら実施できるものを精査して増やし、分配率を50%未満とする(平成14年度限りで廃止)。	再補助等の部分を当該法人が実施することによる補助金の増加を伴うことなく50%未満への引下げを実現し、平成14年度限りで廃止すべきである。
海外食品物流効率化協力事業費	農林水産省	社	農協流通研究所	補助金等の廃止	平成13年度	所期の目的を達成することから平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
資源循環型食品産業モデル展開事業費	農林水産省	財	食品産業センター	補助金等の廃止	平成13年度	類似の事業の中で一体的かつ効率的に実施するため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
食品需給構造変化対策事業費	農林水産省	財	食品産業センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品産業再生・新事業創出技術開発事業費	農林水産省	財	食品産業センター	国から直接交付	平成13年度	民間企業の創意工夫を十分に活用することが必要なため、国からの直接交付に移行する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品中の微量物質制御等安全性確保技術開発事業費	農林水産省	財	食品産業センター	国から直接交付	平成13年度	民間企業の創意工夫を十分に活用することが必要なため、国からの直接交付に移行する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品製造工程機器管理システム開発事業	農林水産省	財	食品産業センター	再補助、再委託の割合を50%未満とした（平成13年度）上で廃止(平成14年度)	平成13年度	事業内容が最終年度の総括のため分配率が50%未満に低減（平成14年度限りで廃止）する。	再補助等の部分を当該法人が実施することによる補助金の増加を伴うことなく50%未満への引下げを実現し、平成14年度限りで廃止すべきである。
豆類食品利用拡大普及事業費	農林水産省	財	食品産業センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	補助金の大幅な見直しを行い、法人自ら事業を行うこととする（分配率50%未満に低減）。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、できるだけ早期に再補助等の部分を国からの直接交付に移行すべきである。
フードシステム連携強化・循環推進技術確立事業費	農林水産省	社	食品需給研究センター	補助金等の廃止	平成13年度	所期の目的を達成することから平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発事業費	農林水産省	社	食品需給研究センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
食品容器包装リサイクル高度化技術の開発事業	農林水産省	社	日本食品科学工学会	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
容器包装廃棄物リサイクルシステム推進調査費	農林水産省	財	日本容器包装リサイクル協会	国から直接交付	平成13年度	容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を負う食品製造・販売業者等に関する情報システムの構築は引き続き必要なため、国からの直接交付に移行する。	府省案を確実に実施すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
外食産業廃棄物循環システム支援事業	農林水産省	財	外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止*	平成13年度	所期の目的を達成することから平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
国産食材利用増進推進事業	農林水産省	財	外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
穀物売買業務調査委託費	農林水産省	社	国際農業交流・食糧支援基金	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	当該法人は世界の穀物事情についての知見及び情報収集のノウハウを有しており国が自ら行うより効率的（分配率を50%未満とする）である。	当該委託に係る実質的な事業内容が第三者に再委託されているため、再委託の部分を国からの直接交付に移行すべきである。
農林水産情報・施策啓発推進費	農林水産省	社	国際農業交流・食糧支援基金	国から直接交付	平成13年度	我が国農業の現状及び施策等の正しい知識を直接海外に発信し理解を得ていくことが不可欠であるため、国からの直接交付に移行する。	補助金の効果が見受けられないため廃止すべきである。
農林水産業・食品産業先端産業技術開発事業補助金	農林水産省	社	日本施設園芸協会	補助金等の廃止	平成15年度	計画期間の途中で国から直接交付への切替は、調整等に多くの労力を要し、事業の目的達成に支障を生じることから、15年度の事業終了をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成15年度までに廃止すべきである。
農業生産振興民間団体事業推進費補助金	農林水産省	財	日本特産農産物協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成15年度	地域特産物の総合的な知見を有する当該法人への交付が適当であり、業務内容を整理し、第三者への配分を精査して運用する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
農林水産業・食品産業先端産業技術開発事業補助金	農林水産省	社	日本種苗協会	補助金等の廃止	平成14年度	計画期間（平成10～14年度）の途中で、国への移管等を行うと、事業目的の達成に支障を生じることから、平成14年度の事業終了をもって廃止する。	民間20社に一律一定額を再交付する現行の仕組みについて、廃止も含め精査の上、真に必要な部分について、できるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成14年度限りで廃止すべきである。
畜産技術衛生対策推進事業費	農林水産省	社	中央畜産会	再補助、再委託の割合を50%未満とした（平成13年度）上で補助金等の廃止（平成16年度）	平成13年度	国から直接交付への切り替えは、調整等に多くの労力を要し、事業目的達成に支障を生じるため、再補助分野を限定し再分配率を抑制、事業終了（平成16年度）をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成16年度までに廃止すべきである。
畜産物流通対策推進事業費	農林水産省	社	中央畜産会	補助金等の廃止	平成16年度	一部、早期に国から直接交付とするが、残りの部分については、直接交付とする場合、調整等に多くの労力を要し、事業目的達成に支障を生じることから、事業終了（平成16年度）をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成16年度までに廃止すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
畜産振興総合対策推進事業費（民間団体分）	農林水産省	社	中央畜産会	補助金等の廃止	平成16年度	一部、早期に国から直接交付等とするが、残りの部分については、直接交付とする場合、調整等に多くの労力を要し、事業目的達成に支障を生じることから、事業終了(平成16年度)をもって廃止する。	再補助等の部分を国からの直接交付に移行することによりできるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で、平成16年度までに廃止すべきである。
農山漁村振興緊急対策費補助金	農林水産省	財	農林水産長期金融協会	現状維持		担い手（認定農業者）向けの特定の資金の借入者に対する利子助成は、農業の構造改革の推進に必要であるが、国が直接交付することは、定型かつ大量の事務処理という業務の質等からみて非効率と考えられるので、当該法人が継続して実施する。	特殊法人改革の動向を見つつ、貸出主体へ国から直接交付できないか引き続き検討すべきである。
農山漁村振興基金造成費補助金	農林水産省	財	農林水産長期金融協会	現状維持		担い手（認定農業者）向けの特定の資金の借入者に対する利子助成は、農業の構造改革の推進に必要であるが、国が直接交付することは、定型かつ大量の事務処理という業務の質等からみて非効率と考えられるので、当該法人が継続して実施する。	特殊法人改革の動向を見つつ、貸出主体へ国から直接交付できないか引き続き検討すべきである。
農業共済情報処理システム基本ソフト改訂委託費	農林水産省	社	全国農業共済協会	補助金等の廃止	平成14年度	事業の終期のため平成14年度限りで廃止する。	再委託の部分を当該法人が実施することによる委託費の増加を伴うことなくできるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（昆虫機能・素材の高度利用技術の開発）	農林水産省	社	農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	平成14年度	計画期間（平成10～14年度）の中途に国への移管等を行うと、事業目的の達成に支障を生じることから、平成14年度の事業終了をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分を国からの直接交付に移行し、平成14年度限りで廃止すべきである。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（環境保全型農業のための先進計測技術の開発）	農林水産省	社	農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	平成15年度	計画期間（平成11～15年度）の中途に国への移管等を行うと、事業目的の達成に支障を生じることから、平成15年度の事業終了をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成15年度までに廃止すべきである。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（水と緑のやすらぎ生活空間創造技術の開発）	農林水産省	社	農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	平成16年度	計画期間（平成12～16年度）の中途に国への移管等を行うと、事業目的の達成に支障を生じることから、平成16年度の事業終了をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行し、平成16年度までに廃止すべきである。
農林水産新産業技術開発事業	農林水産省	社	農林水産先端技術産業振興センター	国から直接交付	平成13年度	産学官連携による民間研究の推進は、新産業創出の観点から引き続き重要であり廃止は不可のため、国からの直接交付に移行する。	府省案を確実に実施すべきである。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（微生物工学的利用システム技術の開発）	農林水産省	社	農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（次世代バイオリアクターシステム技術の開発）	農林水産省	社	農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業（高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発）	農林水産省	社	農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	平成14年度	計画期間（平成10～14年度）の中途に国への移管等を行うと、事業目的の達成に支障を生じることから、平成14年度の事業終了をもって廃止する。	当該補助に係る実質的な事業内容が第三者に再補助等されているため、再補助等の部分を国からの直接交付に移行し、平成14年度限りで廃止すべきである。
稲作経営安定資金運営円滑化対策費	農林水産省	社	全国米麦改良協会	国から直接交付	平成16年度	自主流通米の販売進度調整等は、稲作経営安定資金増高を抑制するものであり廃止は不可のため、国からの直接交付に移行する。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
地域米消費拡大対策事業費交付金	農林水産省	財	全国米穀協会	国から直接交付	平成13年度	日本型食生活普及・定着のための啓発事業は、健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給確保の観点から必要であり、国からの直接交付に移行する。	府省案を確実に実施すべきである。
米穀販売業流通合理化推進事業	農林水産省	財	全国米穀協会	現状維持		米穀販売業者の経営基盤強化のため、設備リース費用への助成は今後も継続が必要。また、米穀業界への専門的知見を活用し審査を実施する等特殊な業務を行っており、最終交付先(リース業者)へ国から直接交付することも困難である。	制度変更に伴い円滑な移行を図るという役割は終えていると考えられるため、廃止できないか引き続き検討すべきである。
米穀販売業流通合理化推進事業	農林水産省	社	日本米穀小売振興会	現状維持		米穀販売業者の経営基盤強化のため、設備リース費用への助成は今後も継続が必要。また、米穀業界への専門的知見を活用し審査を実施する等特殊な業務を行っており、最終交付先(リース業者)へ国から直接交付することも困難である。	制度変更に伴い円滑な移行を図るという役割は終えていると考えられるため、廃止できないか引き続き検討すべきである。
水産物消費改善推進事業費	農林水産省	社	大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成16年度	第三者委託はそれを改めるように指導し、また、本団体以外の者が実施することが適当と考えられる事業については、事業主体の見直しを図る。	再補助等の部分を国からの直接交付に移行することによりできるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。
漁獲可能量管理緊急高度化普及事業	農林水産省	社	大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度	国から直接各漁業団体へ交付するには、各団体への交付が少額となり事務の効率性からも不相当であり、当該法人に一括交付するのが適当である。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
漁業信用基金協会管理システム事業費	農林水産省	社	漁業信用基金中央会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	管理システム開発・修正費については、平成14年度以降、50%未満に改善することとしている。	再委託の部分を法人が実施することによる委託費の増加を伴うことなくできるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
調整保管事業資金造成費補助金	農林水産省	財	魚価安定基金	現状維持		会計年度をまたがって漁獲・保管される水産物については、会計制度上の制約等があり、また、魚種ごとの実態に即した効果的・効率的な推進の必要上、国が直接事業を行うことは困難である。	当初から第三者に再分配することを予定しているため、できるだけ早期に国からの直接交付に移行できないか引き続き検討すべきである。
水産物新供給システム開発事業資金造成補助金	農林水産省	財	魚価安定基金	補助金等の廃止	平成13年度	事業の目標を達成したことから、平成13年度予算措置をもって助成を終了することとする。	府省案を確実に実施すべきである。
まき網漁法の合理化システムの開発	農林水産省	社	全国まき網漁業協会	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
生物活用型漁場環境改善調査事業	農林水産省	社	マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成16年度	当該法人の技術開発は、会員の専門分野の技術を持ち寄り、それらを組み合わせて実施することにより成り立っているため、国又は独法への移管は不可。	当該委託に係る実質的な事業内容が第三者に再委託されているため、再委託の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
赤潮・貝毒被害防止対策事業	農林水産省	社	マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成16年度	当該法人の技術開発は、会員の専門分野の技術を持ち寄り、それらを組み合わせて実施することにより成り立っているため、国又は独法への移管は不可。	当該委託に係る実質的な事業内容が第三者に再委託されているため、再委託の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
持続的養殖推進対策フォローアップ事業	農林水産省	社	マリノフォーラム21	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
沿岸漁場整備開発調査費	農林水産省	社	マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成16年度	当該法人の技術開発は、会員の専門分野の技術を持ち寄り、それらを組み合わせて実施することにより成り立っているため、国又は独法への移管は不可。	当該委託に係る実質的な事業内容が第三者に再委託されているため、再委託の部分をできるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
油汚染漁業影響情報図等作成調査費	農林水産省	財	漁場油濁被害救済基金	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
ダイオキシン類等漁業影響調査	農林水産省	財	海洋生物環境研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする*	平成14年度	ミレニアム・プロジェクトとして調査の取りまとめを行う平成14年度まで調査体制・実施方法を安定し、確実な事業展開を行うことが肝要であり、計画途中での体制変更等は望ましくない。	平成14年度から、国からの直接交付に移行すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
新漁業管理制度実施モデル化事業費	農林水産省	社	日本水産資源保護協会	補助金等の廃止	平成13年度	事業の終期のため平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
磯焼け診断指針作成事業費	農林水産省	社	全国沿岸漁業振興開発協会	補助金等の廃止	平成13年度	所期の目的を達成することから平成13年度限りで廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
大豆備蓄対策費補助金	農林水産省	社	大豆供給安定協会	現状維持*		大豆備蓄は、買入、保管、売渡等業務の一体的な管理運営が必要であり、当該法人が実施。国が直接実施するより、商取引や貿易実務の経験を持つ会員を構成員とする協会が行う方が効率的である。	当初から第三者に再分配することを予定しているため、できるだけ早期に国からの直接交付に移行できないか引き続き検討すべきである。
起業家交流促進事業	経済産業省	財	ベンチャーエンタープライズセンター	国から直接交付	平成13年度	地方経済産業局に事務委任し、国から最終交付先へ交付。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	中部科学技術センター	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	南西地域産業活性化センター	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	北海道地域総合振興機構	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	社	東北ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	関西生産性本部	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。

実施計画各府省案							事務局コメント
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期	左欄の理由・考え方	
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	社	中国地域ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	四国産業・技術振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
産学連携人材育成支援事業費補助事業	経済産業省	財	九州産業技術センター	補助金等の廃止	平成13年度	効率的な事業実施の観点から、平成13年度をもって廃止し、他事業と統合。	府省案を確実に実施すべきである。
海外協力センター事業費補助金	経済産業省	社	日・タイ経済協力協会	現状維持		タイへの技術協力の観点で極めて重要であるとともに、補助金の分配先が外国法人であるため現状のスキームの維持が必要。ただし、協会内に設置した諮問委員会において、本年度内に見直しの方針をまとめる。	法人設立に至る経緯や今後の日タイ間における経済協力の在り方等を踏まえ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
発電用新型炉プルトニウム等利用方策開発調査	経済産業省	財	産業創造研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度	国からの直接交付を行うことにより、第三者分配比率を引き下げる。なお、海外調査機関等の選定、契約締結及び恒常的連絡体制の構築等には専門的知見を要するため、その検討に要する移行期間をおくことが必要である。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。なお、原子力等関係の事務・事業については、その実施体制全般について、体系化・効率化を検討すべきである。
放射性廃棄物地層処分事業化調査	経済産業省	財	産業創造研究所	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
工業標準化推進原案作成等調査委託	経済産業省	財	日本規格協会	現状維持		国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているものであり、現在の方法が最も効率的である。また、ノウハウを持つ独立行政法人は存在しない。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
国際規格適正化調査	経済産業省	財	日本規格協会	現状維持		国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているものであり、現在の方法が最も効率的である。また、ノウハウを持つ独立行政法人は存在しない。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
国際規格共同開発調査	経済産業省	財	日本規格協会	現状維持		国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているものであり、現在の方法が最も効率的である。また、ノウハウを持つ独立行政法人は存在しない。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。

実施計画各府省案							事務局コメント
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期	左欄の理由・考え方	
新発電システム等調査研究	経済産業省	財	日本規格協会	現状維持		国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているものであり、現在の方法が最も効率的である。また、ノウハウを持つ独立行政法人は存在しない。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
軽水炉プラント標準化調査	経済産業省	財	日本規格協会	国から直接交付	平成13年度	国から最終交付先へ直接委託を行う。	府省案を確実に実施すべきである。
エネルギー使用合理化システム標準化調査	経済産業省	財	日本規格協会	現状維持		国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているものであり、現在の方法が最も効率的である。また、ノウハウを持つ独立行政法人は存在しない。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
環境ワストップサービス事業	経済産業省	財	クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
廃棄物等用途開発・拡大のための調査検討	経済産業省	財	クリーンジャパンセンター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	本事業は、平成14年度に提案公募型とし、提案公募の結果、公益法人に委託される場合には再委託の比率を確実に50%未満とする。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
省資源・再資源化事業費補助金	経済産業省	財	クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
ソーラーシステム性能評価試験等（石炭利用設備等排出微量有害物質等実態調査）	経済産業省	社	産業環境管理協会	補助金等の廃止	平成15年度	本調査は、文献調査と実態調査を平成13年度から3カ年計画で行う調査である。分析会社に実態調査を再委託しており、再委託率50%未満に引き下げること、必要な数の実態調査が実施できなくなるため、困難である。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
海洋石油開発環境影響調査委託費（海洋石油開発における環境・安全教育プログラムに関する調査）	経済産業省	財	エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
海洋石油開発環境影響調査委託費（海底石油生産装置適用化技術に関する調査）	経済産業省	財	エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	平成15年度	平成15年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
運輸用エネルギー使用合理化先端材料開発	経済産業省	財	次世代金属・複合材料研究開発協会	補助金等の廃止*	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
電子・電機製品の部品等の再利用技術開発委託金	経済産業省	財	製造科学技術センター	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
平成12年度高度技術集約型産業等研究開発調査(ITSの規格化事業)	経済産業省	財	自動車走行電子技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	当該法人が実施する部分を増加させることにより再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
航空機開発助成事業交付金	経済産業省	財	航空機国際共同開発促進基金	現状維持		航空機開発に必要な莫大な資金を確保するため、国からの交付金と既納付金とをプール・一体活用するための効率的なスキームとして特別法で規定。	民間資金活用のメリットに留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
次世代航空機等開発調査委託費(超音速輸送機開発調査)	経済産業省	社	日本航空宇宙工業会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
情報化推進基盤整備委託費(オンライン制度的課題への対応)	経済産業省	財	ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
情報化推進基盤整備委託費(地域情報化の再活性化及び先進的情報システムのための調査)	経済産業省	財	ニューメディア開発協会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
情報化推進基盤整備委託費(地域情報システム間の相互接続・ネットワーク化推進事業)	経済産業省	財	ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
電源立地推進調整等委託費	経済産業省	財	ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度	事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
情報化推進基盤整備委託費 (G-XMLプラットフォーム構築事業)	経済産業省	財	データベース振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
情報化推進基盤整備委託費 (地理情報システム標準化等推進事業)	経済産業省	財	データベース振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
情報セキュリティ対策推進事業費補助金	経済産業省	社	電子情報技術産業協会	補助金等の廃止	平成16年度	平成16年度に事業目的達成の予定。それまでも年々補助額を削減する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
保健医療情報流通基盤整備事業	経済産業省	財	医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	平成15年度	平成15年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
電源立地推進等調査事業 (マルチメディア広報事業)	経済産業省	財	デジタルコンテンツ協会(旧新映像産業推進センター)	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
石油情報普及啓発事業(映像ソフト制作及びキャラバン等事業)	経済産業省	財	デジタルコンテンツ協会(旧新映像産業推進センター)	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。
電源立地推進等調査事業 (高レベル放射性廃棄物広報)	経済産業省	財	デジタルコンテンツ協会(旧新映像産業推進センター)	再補助、再委託の割合を50%未満とする*	平成16年度	国から直接交付できる部分を直接交付することにより、再委託比率を50%未満に引き下げる。	事業の必要性も含め見直しを引き続き検討すべきである。
中小企業流通業務施設等ソフトインフラ整備事業補助金	経済産業省	財	流通システム開発センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	今後は事業実施方法の変更により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持しつつ事業を継続する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
日本国際博覧会事業費補助金	経済産業省	財	2005年日本国際博覧会協会	補助金等の廃止	平成17年度	愛知万博が開催される平成17年度をもって廃止する。	事業目的達成ののち速やかに廃止すべきである。

実施計画各府省案							事務局コメント
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期	左欄の理由・考え方	
原子力発電施設等安全性実証解析（安全性実証解析手法調査）	経済産業省	財	エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、原子力等関係の事務・事業については、その実施体制全般について、体系化・効率化を検討すべきである。
高速増殖炉利用システム開発調査	経済産業省	財	エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	平成16年度	平成16年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、原子力等関係の事務・事業については、その実施体制全般について、体系化・効率化を検討すべきである。
実用発電用原子炉廃炉技術調査	経済産業省	財	エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、原子力等関係の事務・事業については、その実施体制全般について、体系化・効率化を検討すべきである。
戦略的電力技術開発調査委託費	経済産業省	財	エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	平成15年度	平成15年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
平成12年度新エネルギー等導入促進基礎調査(民生部門エネルギー消費実態調査)	経済産業省	財	日本エネルギー経済研究所	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	経済産業省	財	新エネルギー財団	現状維持			新エネ促進・CO2排出量削減の推進という観点から当事業は重要。また国から個々の住宅に対し直接交付とした場合は、補助件数が膨大（数万件）なため事務量が大幅に増え、非効率となる。
地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金（水力）	経済産業省	財	新エネルギー財団	現状維持			新エネ促進・CO2排出量削減の推進という観点から当事業は重要。当法人は、中小水力に関する専門的知見を有しており、補助対象となる事業の審査などを行うのに最適。また国からの直接交付とした場合は、補助対象が多数の地点であるため事務量が増え、国による管理は困難。
中小水力開発促進指導事業費補助金	経済産業省	財	新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度		当該法人が実施する部分を増加させることにより再委託等の比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。

実施計画各府省案							事務局コメント
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期	左欄の理由・考え方	
中小水力標準化モデルプラント設計調査	経済産業省	財	新エネルギー財団	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
中小水力開発促進指導事業基礎調査	経済産業省	財	新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	当該法人が実施する部分を増加させることにより再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるよう適切な措置を講ずることが必要である。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
地熱発電所地域原熱水供給システム実証調査	経済産業省	財	新エネルギー財団	補助金等の廃止	平成14年度	平成14年度をもって確実に廃止する。なお、実態上、現地での対応は、例年通り、ジョイントベンチャーに請け負わせざるを得ないため、50%未満への引下げは困難であり、これによって、事業成果に支障を来すことになる。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
新型負荷平準化電源技術開発調査等委託費	経済産業省	財	新エネルギー財団	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
地下揚水発電技術調査	経済産業省	財	新エネルギー財団	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(技術開発波及効果分析調査事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成13年度	かつてに比べ、石油精製工程の効率化に関する相対的な需要が減少。	府省案を確実に実施すべきである。
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(石油産業多様化・多角化ネットワーク構築)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成13年度	事業の長期化とともに事業の効果が低下。	府省案を確実に実施すべきである。
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(高効率エネルギーシステム適用モデル調査事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成16年度	できる限り早期の引き下げを指導している。本事業は下の2つの導入事業を効果的に実施するための調査事業であり、フォローアップを含めた事業目的が達成される平成16年度までの実施が必要であるが、これをもって確実に廃止する。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現した上で廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(先進型石油エネルギー利用システム導入事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成16年度	平成14年度までに導入した設備についての後年度負担が平成16年度まで必要であるが、これをもって確実に廃止する。	平成16年度限りで確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(石油ヒートポンプシステム導入補助事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成15年度	石油エネルギー利用のより一層の効率化は極めて重要な課題であり、省エネ効果の高い本システムの自律的な普及を図るため、平成15年度までの実施が必要であるが、これをもって確実に廃止する。	できるだけ早期に確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
石油精製合理化対策事業費補助金(石油需給構造変化対応設備高度化等事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	国から直接交付	平成17年度	平成17年度までのできるだけ早い時期に、国から直接交付する。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
石油精製合理化対策事業費補助金(石油精製合理化基盤調査事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成13年度	かつてに比べ、本調査事業に対して補助を行う相対的な意義が低下。	府省案を確実に実施すべきである。
石油精製設備廃棄円滑化事業費補助金	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成14年度	平成12年度から平成14年度までの時限措置である。	平成14年度限りで確実に廃止すべきである。
産油国石油精製技術等対策事業費(産油国連携強化事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	事業の合理化等により再委託比率を確実に50%未満に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金	経済産業省	財	石油産業活性化センター	国から直接交付	平成17年度	平成17年度までのできるだけ早い時期に、国から直接交付する。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
石油精製・利用高度化技術開発費等補助金(高効率石油エネルギーシステム普及事業)	経済産業省	財	石油産業活性化センター	補助金等の廃止	平成14年度	後年度負担のみであり、目標達成時期を平成14年度としており、これをもって確実に廃止する。	平成14年度限りで確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(構造改善促進利子補給事業)	経済産業省	社	全国石油協会	現状維持		今後申請件数の増加が見込まれており、規制緩和を円滑に進めるためには当該措置が必要である。交付件数が約1,400件と膨大であり、国からの直接交付とした場合事務量が增大する。一方、平成14年度までの時限措置(利子補給の深堀措置)については平成14年度で廃止する。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。なお、これまで予算額と実績に乖離が見られるため、是正に向けた検討が必要である。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（特定石油製品販売施設放置防止等事業）	経済産業省	社	全国石油協会	現状維持		今後申請件数の増加が見込まれており、給油所閉鎖に伴う危険物の撤去を円滑に進めるためには当該措置が必要である。なお、本補助金については、平成14年度に抜本的な見直しを行う。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。なお、これまで予算額と実績に乖離が見られるため、是正に向けた検討が必要である。
軽油流通適正化事業費補助金	経済産業省	社	全国石油協会	国から直接交付*	平成17年度	平成17年度までのできるだけ早い時期に、国から直接交付する。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
石油ガス利用・供給機器技術開発委託費	経済産業省	財	エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	経済産業省	財	エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	平成15年度	平成15年度をもって確実に廃止する。	平成15年度までに確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	経済産業省	財	エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	経済産業省	財	エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	経済産業省	財	エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	平成16年度	平成16年度をもって事業目的を達成する予定。	平成16年度限りで確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。
災害対応型給油所普及事業費等補助金（災害対応型給油所広報事業）	経済産業省	財	エコ・ステーション推進協会	国から直接交付	平成16年度	事業のノウハウを国に移管するための準備期間が平成15～16年度の2年間必要である。	できるだけ早期に国からの直接交付に移行すべきである。
石油ガス流通合理化対策事業費補助金（低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業）	経済産業省	財	エコ・ステーション推進協会	補助金等の廃止	平成14年度	設備費補助は平成12年度で終了しているが、後年度負担(運営費補助)が平成14年度まで必要であり、これをもって確実に廃止する。	平成14年度限りで確実に廃止すべきである。なお、当該事務・事業の実施体制については、エネルギー需給に関わる他の法人の事務・事業との関係に十分留意した上で、効率化を検討すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
石炭生産・利用技術振興費補助金（石炭利用技術のうち、実用化技術開発）	経済産業省	財	石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	国からの直接交付を行うことにより、第三者分配比率を確実に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
燃料電池用燃料ガス高度精製技術開発費補助金	経済産業省	財	石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	国からの直接交付を行うことにより、第三者分配比率を確実に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
海洋石油開発技術等調査委託費	経済産業省	社	日本海洋開発産業協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	法人が事業の一部を自ら実施することにより、第三者分配比率を確実に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金（天然ガス高効率利用促進事業）	経済産業省	財	天然ガス導入促進センター	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（B補助金）	経済産業省	財	電源地域振興センター	現状維持		電源地域振興政策に知見を有する本団体が行ったほうが効率的であり、また国からの直接交付とした場合事務量が增大する。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。
原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金（B'補助金）	経済産業省	財	電源地域振興センター	国から直接交付	平成13年度	「むつ小川原工業基地」が現在唯一の対象地区であるため、東北経済産業局に事務委任を行う。	府省案を確実に実施すべきである。
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）	経済産業省	財	電源地域振興センター	現状維持		電源地域振興政策に知見を有する本団体が行ったほうが効率的であり、また国からの直接交付とした場合事務量が增大する。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。また、平成14年度における本事業の実施見込みについては、実態を踏まえた十分な精査が必要である。
電源地域産業育成支援補助金	経済産業省	財	電源地域振興センター	現状維持		電源地域振興政策に知見を有する本団体が行ったほうが効率的であり、また国からの直接交付とした場合事務量が增大する。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。なお、個々の事業の必要性について十分な精査を行った上で、類似の事業の整理・統合を検討すべきである。
電源立地推進調整（電源地域振興指導事業）	経済産業省	財	電源地域振興センター	現状維持		電源地域振興政策に知見を有する本団体が行ったほうが効率的であり、また国からの直接交付とした場合事務量が增大する。	事務量等に留意しつつ、国からの直接交付等を行うことを引き続き検討すべきである。なお、個々の事業の必要性について十分な精査を行った上で、類似の事業の整理・統合を検討すべきである。

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
電源立地推進調整等事業 (個別地点広報(エネルギープラザ等))	経済産業省	財	電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度	国からの直接交付を行うことにより、第三者分配比率を引き下げる。	できるだけ早期に50%未満への引下げを実現すべきである。
電源立地推進調整等(企業導入促進対策調査(企業導入促進対策調査及びデータベース事業))	経済産業省	財	電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	法人が事業の一部を自ら実施することにより、第三者分配比率を引き下げる。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
石油ガス流通合理化対策補助事業(石油ガス流通改善事業に係るもの)	経済産業省	社	日本エルピーガス連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	国からの直接交付を行うことにより、確実に第三者分配比率を引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
中小水力標準課モデルプラント設計調査(中小水力発電設備管理保守技術システムの開発)	経済産業省	社	水門鉄管協会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
水力発電所立地環境調査	経済産業省	社	電力土木技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	法人が事業の一部を自ら実施することにより、第三者分配比率を確実に引き下げ、維持する。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
高度運転監視技術開発調査	経済産業省	財	発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
発電用原子炉廃止措置工事環境影響評価技術調査(海外調査)	経済産業省	財	発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	平成13年度	平成13年度限りで確実に廃止する。	府省案を確実に実施すべきである。
交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金	国土交通省	社	全国ダンブカー協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度	大幅な削減を図るとともに、事業(啓発ポスター作成等)を全て当該法人で行うこととする(分配率0%)。	平成14年度以降この状況を確実に維持できるように適切な措置を講ずることが必要である。
自動車事故対策費補助金	国土交通省	社	全国ダンブカー協会	補助金等の統合	平成13年度	整理統合の上、上記補助金と一体化する。	同上

実施計画各府省案						事務局コメント	
補助金等	交付官庁	種類	対象公益法人	措置方針	措置予定時期		左欄の理由・考え方
公営住宅等関連事業推進事業 (中小住宅生産者における住宅性能表示制度の円滑な導入を促進するための事業)	国土交通省	財	日本住宅・木材技術センター	補助金等の廃止*	平成14年度	当該補助金によって、中小住宅生産者へ制度の一定の周知及び技術指導の実施が見込まれるため、平成14年度限りとする。	再補助等の部分を当該法人が実施することによる補助金の増加を伴うことなく50%未満への引下げを実現し、平成14年度限りで廃止すべきである。